



障害医療費受給者証の更新について

対象になる方にお知らせしている障害医療費受給者証の更新手続きが、まだお済みでない方は申請をお願いします。

また、昨年却下になった方でも前年の所得で判定しますので対象になることがあります。詳しくは上記までお問い合わせください。

▶ 対象者

身体障害者手帳1～3級又は、療育手帳A1～B1の認定を受けている方で、平成23年6月末の有

効期限の受給者証をお持ちの方。又は、昨年却下になった方で平成23年度町県民税非課税世帯、本人所得200万円以下である方。

▶ 申請に必要な物

印鑑・被保険者証
身体障害者手帳又は療育手帳
所得課税証明書（平成23年1月2日以降に転入された方）



限定額適用認定証などの更新について

現在、国民健康保険「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方の有効期限は、7月31日までとなっています。8月以降も必要な方は、再度申請手続きが必要です。

なお、新規の交付は、随時行っていますので、入院する際に申請してください。

▶ 対象者

70歳未満の方
70歳以上75歳未満の方で、世帯主及び同一世帯のすべての国保被保険者が住民税非課税である方

▶ 申請に必要な物

印鑑・被保険者証
※国民健康保険税の滞納がある世帯の方には、認定証の交付ができない場合があります。

※後期高齢者医療被保険者の方は、更新の手続きは必要ありません。

【限度額認定証とは】

国民健康保険に加入している70歳未満の方には、申請していただくことにより「限度額適用認定証」を交付します。入院したとき、この認定証を医療機関の窓口で提示することで、1か月の医療費が高額になった場合でも、支払う金額が世帯の自己負担額までとなります。

また、住民税非課税世帯の方には、食事代も減額となる「標準負担額減額認定証」を併せて交付します。

70歳以上の住民税非課税世帯の方には、申請していただくことで「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

申請・問い合わせ

町民課
吾北総合支所住民福祉課
本川総合支所住民福祉課

☎ 893-1117
☎ 867-2300
☎ 869-2112



ジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合の薬代削減可能額通知を開始します

医療費の増大で厳しくなっています国保財政対策として、医療費を少しでも軽減するために、『ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代自己負担削減可能額』を本年8月から該当者に個別通知します。

●家計にやさしいジェネリック医薬品

医療機関で処方される薬について、先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品：薬事法による品質基準をクリアした医薬品）があります。ジェネリック医薬品に変更することで、薬代の自己負担額

を軽減できます。

●通知対象者

国保被保険者の方で、生活習慣病や慢性アレルギー疾患等治療を長期間受けている方。

※国保及び後期高齢者医療の被保険者の方には、医療機関等の窓口で希望を伝えるのに便利な「ジェネリック医薬品希望カード」がありますので、必要な方は、町民課までお越しください。

▶ 問い合わせ 町民課 国保係 ☎ 893-1117

お知らせ
自衛官募集の

コース	航空学生	一般書候補生	自衛官候補生	自衛官候補生(女子)
受験資格	高卒(見込含)21歳未満	18歳以上27歳未満の者(平成24年4月1日基準)		
受付期間	8月1日(月)～9月9日(金)			年間を通じて
試験期日	9月23日(金)	9月17日(土)	9月25日(日)～28日(水) いずれか1日	受付時に連絡します
試験会場	高知市内		高知駐屯地(香南市)	
待遇その他	海上・航空自衛隊のパイロットを養成するコース。 入隊後6年で3等海尉・空尉(幹部自衛官)に任官。	入隊後2年9か月経過以降、選考により3等陸海空曹へ昇任し、部隊勤務の中核となる。	所要の教育を経て、3か月後に2等陸海空士に任用。 陸上自衛隊は1年9か月、海上・航空自衛隊は2年9か月を1任期として任用。(2任期目以降は2年を1任期)	

◇自衛隊高知地方協力本部及び高知募集案内所は3月からJR高知駅北側の高知よさこい咲都合同庁舎8Fに移転しました。

資料請求・問い合わせ 自衛隊高知地方協力本部 ☎ 822-6128

<http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>